

他市との文言比較（改正に係る条項の抜粋）

市条例（改正案）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
<p>（定義） 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>						
<p>（1） 障害者 障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的、断続的又は周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>（1） 障がいのある人 障害者手帳等の所持の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害または難病その他の心身の機能の障害（以下「障害（人を直接的に形容するために用いる場合にあっては、障がい）」と総称する。）がある者（障害が重複する者を含む。）であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>（1） 障がい者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害（人を直接的に形容するために用いる場合にあっては障がい）と総称する。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。</p>	<p>（1） 障害者 障害者手帳等の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害がある者（障害が重複する者を含む。）であって、障害及び社会的障壁との相互作用により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう、</p>	<p>（1） 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>（1） 障害 心身の機能と社会的障壁との相互作用により、継続的に日常生活又は社会生活に制約があること</p>	<p>（1） しょうがいしゃ 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病その他の心身の機能のしょうがい（以下「しょうがい」という。）がある者であって、しょうがい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>

市条例（改正案）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
<p>(3) 不当な差別的取扱い 障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、あらゆる活動分野において、障害者が障害者でない者と等しく基本的人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的や効果の有るものをいう。</p>	<p>(6) 不当な差別的取扱い 障がいのある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスおよび各種機会の提供を拒否することまたはこれらの提供に当たって場所、時間帯等を制限すること、障がいのない人に対しては付さない条件を付することなどにより、本質的に関係する諸事情が同じ障がいのない人より不利に扱い、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。ただし、障がいのある人の事実上の平等を促進し、または達成するために必要な特別の措置は除く。</p>	<p>(3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由とした区別、排除、制限その他障がいのない者と異なる取扱いをすることにより、当該取扱いを受けた者の権利又は利益を侵害することをいう。</p>	<p>(4) 不当な差別的取扱い 障害又は障害に関連することを理由として行われるあらゆる区別、排除又は制限であって、障害者のあらゆる活動分野において、他の者と等しく、全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的や効果の有るものをいう。</p>	<p>定義規定なし</p>	<p>定義規定なし</p>	<p>定義規定なし</p>
<p>(4) 合理的配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p>	<p>(7) 合理的配慮 障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、全ての人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であって、社会的障壁を除去するために、その性別、年齢および障害の状態に応じて配慮を行うことをいう。ただし、過度の負担を課すものは除く。</p>	<p>(4) 合理的配慮 障がい者が障がいのない者と同等の機会及び待遇が確保され、又は権利を同等に行使できるよう、当該障がい者の意向を尊重した上で、性別、年齢、障害の状態その他個々の状況及び具体的場面に応じて行う必要かつ適切な現状の変更又は調整をいう。ただし、人的、物理的、又は経済的その他の負担が過重であるものを除く。</p>	<p>(5) 合理的配慮 障害者が、他の者と等しく、全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するために必要となる適切な調整や変更を過重な負担の生じない範囲で行うことをいう。</p>	<p>定義規定なし</p>	<p>(4) 合理的配慮 障害のある人が他の人との平等を基礎として、全ての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するための必要かつ適切な調整や変更を取り除くために、その性別、年齢及び障害の状態に応じて配慮を行うこと。ただし、均衡を失するもの又は過度の負担を課すものは、除く。</p>	<p>(4) 合理的配慮 しょうがいしゃが、しょうがいのない人との平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、しょうがいしゃ又はその関係者（しょうがいしゃの家族を含む。以下同じ。）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。</p>

市条例（改正案）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
(4) 差別 障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な 差別的 取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。	(5) 障害を理由とする差別 次号の不当な差別的取扱いを行うことおよび第7号の合理的配慮を提供しないことをいう。	(2) 差別 不当な取扱いをすること及び合理的配慮をしないことをいう。	(3) 障害を理由とする差別 次号の不当な差別的取扱いを行うこと及び第5号の合理的配慮を提供しないことをいう。	(3) 差別 障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をいう。	(2) 差別 障害を理由として、不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることにより、障害のある人の権利利益を侵害すること。	(3) 差別 しょうがい理由として、しょうがいのない人との間で不当な差別的扱いをすることにより、しょうがいしゃの権利を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしないことをいう。
(差別の禁止等) 第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。	規定なし	規定なし	規定なし	(差別の禁止等) 第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。	(差別の禁止等) 第6条 何人も、障害のある人に差別をしてはならない。	(差別の禁止等) 第6条 何人も、しょうがいしゃに対し、差別をしてはならない。
削除			規定なし	2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	規定なし	2 社会的障壁の除去は、それを必要としているしょうがいしゃが現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによってしょうがいしゃの権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要な合理的配慮がなされなければならない。
(不当な差別的取扱いの禁止) 第8条 何人も、障害者及びその家族に対し、 不当な差別的取扱いをしてはならない。	(障害を理由とする差別の禁止) 第6条 何人も、障がいのある人およびその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。	(不当な差別的取扱いの禁止) 第6条 何人も、障がい者及びその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。	(不当な差別的取扱いの禁止) 第7条 市、事業者及び全ての市民は、障害者及びその家族に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。また、市及び事業者は、次に掲げる不当な差別的取扱いをしてはならない。 ※ 合理的配慮のように各号で例示	規定なし	規定なし	規定なし

市条例（改正案）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
<p>（合理的な配慮） 第9条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合において、社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存するときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。</p>	<p>（合理的配慮の提供） 第7条 市及び事業者は、その事務または事業を行うに当たり、次に掲げる場合において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明（障害により本人の意思表明が困難な場合において、障がいのある人の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があったときは、合理的配慮を提供しなければならない。</p>	<p>（合理的配慮の提供） 第7条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合において障がい者から社会的障壁の除去を求める意思の表明（障害により本人の意思表明が困難な場合において、障がい者の家族、介助者等意思疎通を支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があったときは、当該社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしなければならない。</p>	<p>（合理的配慮の提供） 第8条 市及び事業者は、次に掲げる場合のほか、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害等により本人の意思表明が困難な場合においては、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合は、合理的配慮の提供を行わなければならない。</p>	<p>（合理的な配慮） 第7条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p>	<p>（…に関する合理的配慮等） 第7条～第17条 ※下記分野別に詳細に規定しており、比較困難なため、記載省略 ・保健及び医療・福祉サービス・教育・保育・療育・雇用・公共的施設の利用・文化芸術活動、スポーツ及び生涯学習・情報保障・住居・防災</p>	<p>（合理的配慮） 第7条 市、市民及び事業者は、次に掲げる場合には、前条第2項の規定を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮をするよう努めるものとする。</p>
<p>3 市は、市民及び事業者が合理的な配慮を容易に行うことができるよう、必要な支援措置を講ずるものとする。</p>	<p>明石市 （合理的配慮の提供支援に関する施策の実施） 第8条 市は、市民、事業者及び行政機関等が合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施するものとする。</p>	<p>5 市は、市民及び事業者による合理的配慮の提供を促進するため、合理的配慮の提供を支援する施策を講ずるものとする。</p>	<p>（市の責務） 第4条 2 市は、市民及び事業者がこの条例に基づいて行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。</p>			

市条例（改正案）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
<p>（情報伝達） 第10条 市は、手話が独自の文法体系を持つ言語であるという認識のもと、手話が言語であることの理解を促進するとともに、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段（字幕、手話通訳、要約筆記、音声解説等を用いる。以下同じ。）を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡大の支援に努めるものとする。</p>	<p>都条例 （言語としての手話の普及） 第十六条 都は、独自の文法を持つ手話は一つの言語であるという認識に基づき、都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>府中市 （基本理念） 第3条 1 手話の普及は、異なる文法体系等の手話が存在するという認識の下に行うこと。 2 障害者の意思疎通の促進は、障害者の意思疎通手段の選択の機会が確保されるよう行うこと。 （市の責務） 第4条 市は前条各号に掲げる基本理念に基づき、手話の普及及び障害者の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進する責務を有する。</p>	<p>足立区 （基本理念） 第3条 手話が言語であることへの理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であるという認識の下に行うものとする。 （区の責務） 第4条 区は、前条の基本理念に基づき、手話が言語であることへの理解の促進と手話の普及を行うとともに、障がい者が日常生活及び社会生活において障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用して必要な情報を得られる環境の整備に努め、障がい者の意思疎通に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p>			

市条例（改正案）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
（相互理解の促進） 第11条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。	基本理念（第3条第6号）で触れているのみ	（障害及び障がい者に対する理解の促進） 第14条 市は、共生社会の実現に向け、障害及び障がい者に対する理解を促進するため、障がい者その他の市民及び事業者の協力を得ながら、次に掲げる事項に取り組むものとする。 （詳細は記載省略、概ね以下のとおり） ・市民等への啓発・職員等の研修・交流の機会・教育	規定なし	（市民等の理解の促進） 第8条 市は、市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。	（相互理解の促進） 第18条 市は、市民及び事業者が障害及び障害のある人に対する理解を深め、共に生き、支え合うまちとなるよう、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。	（相互理解の促進） 第8条 市は、市民及び事業者がしょうがいしゃに対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。
2 市及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。				2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障害及び障害者に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。		

市条例（改正案）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
<p>（教育） 第12条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的配慮のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。</p>	<p>規定なし</p>	<p>（障害及び障がい者に対する理解の促進） 第14条 市は、共生社会の実現に向け、障害及び障がい者に対する理解を促進するため、障がい者その他の市民及び事業者の協力を得ながら、次に掲げる事項に取り組むものとする。 （詳細は記載省略、概ね以下のとおり） ・市民等への啓発・職員等の研修・交流の機会・教育</p>	<p>規定なし</p>	<p>（教育） 第12条 市は、障害者である児童及び生徒がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育を受けられることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 （保育） 第13条 市は、障害者である乳幼児及び児童が、その特性を踏まえた保育を受けられることができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 （療育） 第14条 市は、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において療育その他これに関する支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（教育に関する合理的配慮等） 第9条 記載省略 （保育に関する合理的配慮等） 第10条 記載省略 （療育に関する合理的配慮等） 第11条 記載省略</p>	<p>規定なし</p>

市条例（改正案）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
（勸告） 第17条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。	（勸告） 第12条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、障害を理由とする差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言またはあっせんに従わないときは、当該助言またはあっせんに従うよう勧告することができる。	（勸告及び公表） 第12条 市長は、前条第3項の助言又はあっせんを行った場合において、差別対象事案に関係する者（第9条第1項の申立てをした者を除く。）が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。	（勸告） 第12条 市長は、前条第4項の規定によりあっせんを行った場合において、当該あっせんを受け手が正当な理由なく当該あっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。	（勸告） 第21条 市長は、前条第3項の規定による助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんを受け入れないときは、差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。	（勸告及び公表） 第22条 市長は、前条第3項の規定によりあっせんを行った場合において、当該事案につき差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該あっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。	（勸告） 第13条 市長は、前条第3項の助言又はあっせんを行った場合において、当該申立てに係る対象事案において差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。
（公表） 第18条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。	規定なし	2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	（公表） 第13条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その勧告の内容を公表することができる。	（公表） 第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。	（公表） 第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。		3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。	2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。	2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、市規則で定めるところにより、当該勧告を受けた事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。	3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。	2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

市条例（改正案）	青梅市 令和3年4月1日	多摩市 令和2年7月1日	日野市 令和2年4月1日	八王子市 令和2年4月1日	立川市 平成30年4月1日	国立市 平成27年12月25日
<p>付 則</p> <p>（検討）</p> <p>2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>付 則</p> <p>（検討）</p> <p>2 この条例については、障がいのある人にかかる法制度の動向、この条例の規定の施行の状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果にもとづいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>※ 施行後3年を目途という制約なし</p>	<p>付 則</p> <p>（検討）</p> <p>2 市は、この条例の施行後3年を目途として、障がい者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>付 則</p> <p>（検討）</p> <p>2 この条例については、条例施行後3年を目途として、障害者差別解消法の改正状況、この条例の規定の施行の状況、社会情勢の変化等を勘案し、協議会の意見を踏まえ必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>付 則</p> <p>（検討）</p> <p>2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>付 則</p> <p>（検討）</p> <p>2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>付 則</p> <p>（検討）</p> <p>2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、しょうがいしゃに係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。</p>